

## ○名寄市立大学入試運営委員会規程

平成 19 年 9 月 5 日

改正 平成 20 年 3 月 17 日

平成 28 年 3 月 16 日

平成 30 年 6 月 6 日

令和 7 年 4 月 2 日

### (趣 旨)

第 1 条 名寄市立大学入試センター規則（平成 19 年名寄市規則第 68 号。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、名寄市立大学入試運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、名寄市立大学（以下「本学」という。）入学者選抜試験の適正かつ円滑な実施及び運営を図るものとする。

### (委員会及び会議)

第 2 条 委員会は、本学入試センター長（以下「センター長」という。）が委嘱した委員により構成し、規則第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる業務を担うものとする。

- 2 委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員会の副委員長は、委員の互選により 1 名を選任する。
- 4 委員長は、委員会を召集し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長が前項の任務を代行する。

### (委員会の任期)

第 3 条 委員会の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 次条第 1 項に掲げる専門委員の任期は、センター長の定める期間とする。ただし、この任期は、当該年度内に限るものとする。

### (専門委員)

第 4 条 センター長は、委員会の意見を聴き、規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、次に掲げる専門委員を委嘱し、入試に必要な事項を補うものとする。

- (1) 入試問題の作成及び答案の採点を行うための問題作成委員
- (2) 前号の作成された入試問題を点検するための問題点検委員
- (3) 学力検査及び小論文試験を適正に実施するための試験監督委員
- (4) 面接試験を適正に実施し、採点するための面接試験委員

- 2 前項各号の委員に関係する業務は、委員会が所掌する。

### (委員会の業務)

第 5 条 委員会は、規則第 8 条第 2 項第 2 号に定める業務、前条第 2 項の業務のほか、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 大学入学共通テストの対応
- (2) 成績書の作成
- (3) その他入試の実施及び運営に必要な業務

### (庶 務)

第 6 条 委員会の庶務は、教務課広報入試係において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、入試の実施及び委員会の運営等に必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 名寄市立大学・市立名寄短期大学入学試験実施規程（平成18年7月5日施行）は、廃止する。

附 則（平成20年3月17日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月2日）

この規程は、令和7年4月1日から適用する。